手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三　負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ　株式　同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ　貴金属　同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ　電力　二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ　コモディティ（貴金属及び電力を除く。）　同一のコモディティごと又はインデックスごと

四　外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3　リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一　株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二　負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三　支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四　負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4　CCFは、次の各号に定めるものとする。

一　負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

| 原資産 | 金 | 株式 | 貴金属（金を除く。） | 電力 | コモディティ（貴金属及び電力を除く。） |
|---|---|---|---|---|---|
| 掛目（パーセント） | 五 | 七 | 八・五 | 四 | 十 |

二　負債性商品を原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

| 原資産 | 個別リスクの高い負債性商品 | 個別リスクの低い負債性商品（クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る。） | その他 |
|---|---|---|---|
| 掛目（パーセント） | 〇・六 | 〇・三 | 〇・二 |